

令和5年度 鶏卵の試買調査の結果 について

1 調査の目的

当協議会は、生食用として一般消費者に販売される国産殻付き鶏卵の表示の適正化を図るため、平成21年に公正取引委員会の承認を得て設立された。毎年、公正マークの付された商品の中から市販品買い入れ調査を行い、表示の確認を実施している。また、公正マーク以外の商品についても試買を行い、その表示が公正競争規約や食品表示法に適合しているかどうかの確認を行い、不相当と判断されるものについては、これを是正するよう働きかける活動を行ってきた。

2 調査の実施

(1) 調査対象鶏卵

全国女性団体連絡協議会（2022年名称変更、旧全国地域婦人団体連絡協議会）に協力を頂き無作為に量販店等で購入した40商品を対象とした。

これらの商品の事業者数は32社で、うち鶏卵公正取引協議会の会員数は11社であり、6商品が公正マーク品であった。

40商品のうち栄養表示卵等は14商品、その他の普通卵は26商品であった。

購入県は、北から岩手県、山形県、岐阜県、滋賀県、鳥取県、山口県、大分県、沖縄県にて各5パックを購入してもらった。

(2) 調査期間

鶏卵の購入日は令和5年12月19日（火）～22日（金）

(3) 調査項目及び方法

令和2年度の調査より「表示」の適正状況に焦点を当てるため、ラベルに記載してある事項について適法性、妥当性の確認を行っている。令和5年度は事務局長交替があったが従来方法を踏襲して実施した。

①ラベルの表示内容チェック

- 1) 食品表示法および食品表示基準にラベルの表示内容が適合しているか
- 2) 公正競争規約及び施行規則に表示内容が準じているか
- 3) 農水省規格品に関しては、鶏卵規格取引要綱に準じた表示がなされているか

なお、各基準による表示必要項目は以下の通り。(○印が表示必要項目)

	食品表示基準	鶏卵規格取引要綱	公正競争規約
	法律	農水規格品に適用	業界自主ルール
①名称	○	○	○
②原産地	○	○	○
③内容量		SS~LL かつ ○g以上○g未満	SS~LL または ○g以上○g未満 または 正味重量
④等級		農水規格 10kg箱のみ	規格取引要綱による (農水規格10kg箱のみ)
⑤賞味期限	○	○	○
⑥保存方法	○	○	○
⑦使用方法	○	○	○
⑧採卵者又は選別 包装者の氏名住所	○	○	○
⑨卵重計量責任者		農水規格 パック詰鶏卵	規格取引要綱による (農水規格パック詰鶏卵)
⑩容器識別マーク	○	○	○

②内容量確認 (個卵重の計量)

重量については、計量はかりにより個卵重の測定を行った。

③栄養表示卵等の成分分析 (鶏卵は栄養成分表示は任意)

栄養成分が表示されている商品について、一般財団法人日本食品分析センターにて分析を行った。

分析試験を実施した項目は、次表のとおり。

試験項目	件数
ビタミンA	1
ビタミンD	3
ビタミンE	10
ビタミンB12	2
カルシウム	1
DHA	1
ヨウ素	2
葉酸	1
セサミン	1
合計 9栄養素	22

3 調査結果の概要

(1) 名称

「名称：鶏卵」と表示することとなっている。

“名称”と記載されていない商品がある。普通卵で 9/26 商品、栄養強化卵等で 5/14 商品に記載されていない。名称の代わりに品名と記載されているものがあり、多くは「〇〇産鶏卵」、「国産鶏卵」とタイトルなしに記載されている。“鶏”を省略して単に“卵”と記載されている商品が 2 商品あり、うち 1 商品は農林水産省規格とも記載されている。

(2) 原産地

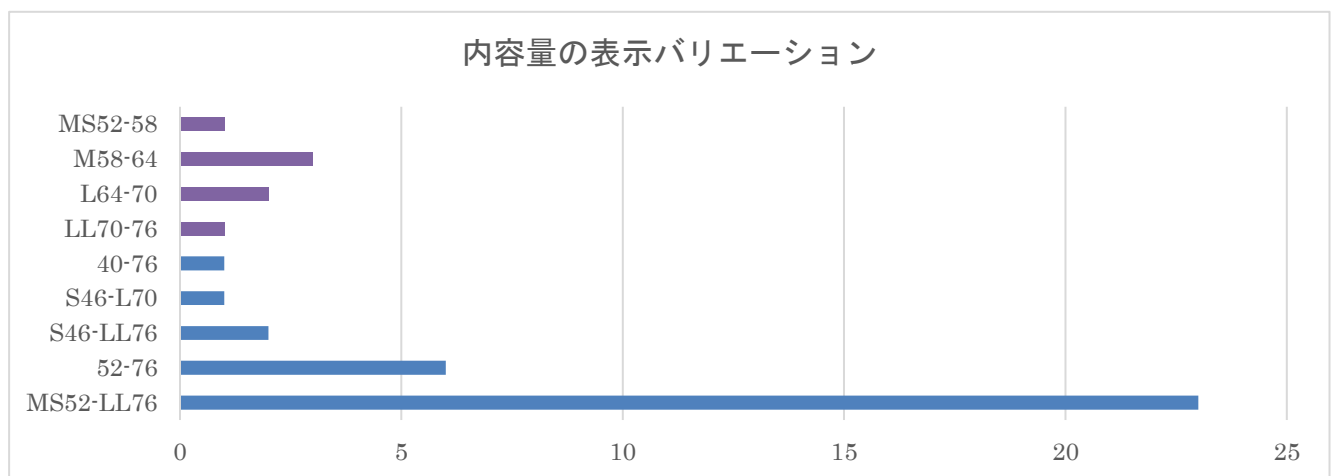
「原産地：国産」または「原産地：〇〇県産」と表示することになっている。“原産地”と記載されていない商品がある。“産地”“生産農場：〇〇県〇〇町”と表現されているものもあった。国内で生産されていることが判別できるので問題とはならないだろうが、国産、国産鶏卵、名称：鶏卵（〇〇県産、or 国産）など一緒に原産地を表示し、場所を訴求するような〇〇県産鶏卵と名称に記載されているものもある。

普通卵では 15/26 商品、栄養強化卵等では 8/14 商品が「原産地：〇〇」とは記載されていないため、生産者の過半が何かしら表示にアレンジをしている。

(3) 内容量

食品表示基準では、鶏卵が計量法の特定商品に指定されていないため、内容量記載は必須ではないとしている。農水品規格では、卵重区分(SS~LL)及び卵重範囲(○g~○g未満)の両方を記載することになっている。公正競争規約では、卵重区分、卵重範囲、正味重量のいずれか記載することとしている。

鶏卵において内容量は、○個入りと入り数を表示するケース、個卵重をサイズ(SS~LL)で表示するケース、○g~○g未満と個卵重範囲で表示するケース、パック総重量を○g以上と表示するケース及びそれらの組み合わせで表示するケースと全く表示しないケースが見られる。



普通卵：個数表示ありが14/26商品、個数表示なしが12/26商品、MS52g~LL76g未満等の範囲で表示するいわゆるミックス卵は19/26商品で、単一種類(LやMなど)は7/26商品であった。農水規格品相当7商品の流通は、岩手県1、滋賀県2、山口県1、沖縄県3商品であった。

栄養強化卵等：個数表示ありが12/14商品、個数表示なしが2/14商品、全14商品においてMS52g~LL76g未満の表示であった。

個卵重について、40商品中で1個1g軽いものがあったが、それ以外は全て表示通りの重さとなっていた。

(4) 賞味期限

40商品すべてに賞味期限は表示されていた。

うち、パック日を併記したものが7商品、出荷日を併記したものが1商品あった。

また、豆シールに消費期限を記載し貼付しているものが4商品、卵殻印字を行っているものが4商品あった。

「生食賞味期限」と記載されている商品が2つあり、賞味期限はもともと生食が可能な期限を表していることから、優良誤認の恐れありとして会員には使用を控えてもらっている。非会員であるが連絡のうえラベルのロット切り替え時に変更するよう要請する。

(5) 保存方法・使用方法

保存方法：「お買い上げ後は冷蔵庫（10℃以下）で保存してください」等、使用方法：「生で食べる場合は賞味期限内に使用し、賞味期限経過後及び殻にヒビの入った卵については、なるべく早めに、充分加熱してからお召し上がり下さい」等と具体的に記載することになっている。

全ての商品に上記保存方法、使用方法が適切に記載されていた。

(6) 採卵者または選別包装者の氏名または名称および住所

標記記載は食品表示法における横断的義務表示にあたるため、全商品に採卵者または選別包装者が記載されていた。生産者と選別包装者を併記していた商品が5商品であった。

「選別包装者」という表現が浸透している。「生産者・選別包装者」が2商品、「包装出荷者」、「生産農場」、「発売元」、「包装場所」の記載が各1商品あったが、品質等への問い合わせ先が明確になっているという点で問題はなかった。

(7) 卵重計量責任者、農林水産省規格品

卵重計量責任者は、農水省規格品に求められる表示である。

農水規格品は7商品あり定めに則り卵重計量責任者の表示があった。

農水規格品以外の商品では、卵重計量責任者は任意表示であるが、農水品を除く普通卵19商品中17商品に卵重計量責任者の記載があった。

栄養表示卵では、14商品中12商品に卵重計量責任者の記載があった。

卵重計量責任者を記載していない4商品は、公正取引協議会会員かつ規模が比較的大きい会社であり、法律や規約を深く理解しているため、ラベルデザインの観点から意図的に記載していないと考えられる。非会員のうち、その他の記載内容から法律や規約にあまり詳しくないと推察される生産者でも卵重計量責任者を載せていることから、中央鶏卵規格取引協議会による研修会は業界に深く浸透していると考えられる。

卵重計量責任者を記載しないと商品として取り扱ってもらえないという研修問い合わせがあることから、中央鶏卵規格取引協議会が流通の円滑化を設立目的のひとつとしている一方で、市中の理解や運用は逆となっている側面もある。

(8) 文字サイズ

表示可能面積が、150 cm²以上ある場合は8ポイント、それ未満の場合は5.5ポイント以上の文字サイズで表記すべきことが規定されている。また、農水規格品および公取規約について

は、表示可能面積に関係なく「名称」および「原産地」については8ポイント以上

8ポイント : 2.8222 mm

5.5ポイント : 1.9403 mm

普通卵3商品の名称が8ポイントに満たない商品が3商品あり、いずれも公正取引協議会員であった。

(9) 栄養表示

① 栄養成分表示と分析値：下記表のように、商品番号5の2栄養成分以外、全ての商品の栄養成分について分析値は表示値を上回っていた。これは表示値を下回らないように余裕をもって栄養成分表示をしているためと思われる。一方、栄養成分表示には許容差範囲があり、上限を上回るものもあった。

しかしながらサンプルは1パック（6個か10個）であるため、参考値に過ぎず、過剰と判定した商品にあっても大きく外れていない。

試買商品 分析値 一覧

商品	栄養成分	単位	表示値	100g換算	誤差	許容範囲		分析値	判定	備考
1	ビタミンE	mg	7.1/52 g	9.8	-20~+50%	7.8	~ 14.7	11.7	○	
2	ビタミンE	mg	10.0/100g	10.0	-20~+50%	8.0	~ 15.0	14.5	○	
	セサミン	mg	0.25-0.50mg/100g	0.25-0.50mg		0.25	~ 0.50	0.60	過剰	
3	ビタミンE	mg	10.0mg/100 g	10.0	-20~+50%	8.0	~ 15.0	12.7	○	
4	ヨウ素	μg	1300μg/100g	1300	-20~+50%	1040	~ 1950	1600	○	
5	ビタミンA	μg	148.7μg/55.5g	268	-20~+50%	214	~ 402	260	○	表示>実測
	ビタミンB12	μg	3.5μg/55.5g	6.3	-20~+80%	5.0	~ 11.3	6.1	○	表示>実測
	ビタミンD	μg	3.2μg/55.5g	5.8	-20~+50%	4.6	~ 8.6	6.2	○	
	ビタミンE	mg	6.1mg/55.5g	11.0	-20~+50%	8.8	~ 16.5	14.1	○	
6	ビタミンB12	mg	2.4mg/100g	2.4	-20~+80%	1.9	~ 4.3	4.1	○	
	ビタミンE	mg	6.8mg/100g	6.8	-20~+50%	5.4	~ 10.2	12.5	過剰	
	ヨウ素	μg	1400μg/100g	1400	-20~+50%	1120	~ 2100	1700	○	
	葉酸	μg	100μg/100g	100	-20~+80%	80	~ 180	140	○	
7	ビタミンE	mg	3.0mg/100g	3.0	-20~+50%	2.4	~ 4.5	5.2	過剰	
8	ビタミンD	μg	3.5~9μg/100g	3.5~9.0		3.5	~ 9.0	6.7	○	範囲2倍超
10	ビタミンE	mg	10.0mg/100g	10.0	-20~+50%	8.0	~ 15.0	17.9	過剰	
	DHA(n-3脂肪)	mg	260mg/100g	260	-20~+20%	208	~ 312	280	○	
	カルシウム	mg	46mg/100g	46.0	-20~+50%	36.8	~ 69.0	54.0	○	
11	ビタミンE	mg	7.0~14.0mg/100g	7.0~14.0		7.0	~ 14.0	10.7	○	
12	ビタミンD	μg	2.2μg/44g	5.0	-20~+50%	4.0	~ 7.5	8.0	過剰	
13	ビタミンE	mg	5.3mg/44g	12.0	-20~+50%	9.6	~ 18.1	14.6	○	
14	ビタミンE	mg	14mg/100g	14	-20~+50%	11.2	~ 21.0	14.7	○	

② 栄養強調表示である「含む」「含有」「豊富」「強化」「〇倍」の表現が多かった。食品表示基準では、栄養強調表示する場合の基準が定められており、この水準を満たしていることが必要になる。

今回の商品中には、不適切な表示はなかった。

③ 「栄養機能食品」表示が4/14商品で、ビタミンEが2商品、ビタミンB12が1商品、ビタミンDが1商品であった。これらは要件を満たしていることを前提として、表示方法が定型化されているため、いずれの商品も表示に記載漏れなどの問題はなかった。しかし、全国ブランドの2商品が含まれており、ビタミンEとビタミンDを栄養機能として掲げているものの含有量が基準をオーバーしており、1日の摂取目安や〇〇倍という表示は不正確な可能性もある。(サンプル数が少ない為、あくまで可能性)

なお、「機能性表示食品」表示の商品は今回含まれていなかった。

(10) その他

商品を一般消費者の手にとってもらうため表示上の様々な工夫を行っていた。以下に示す件数は、全40商品に対しての件数である。

遺伝子組み換えの混入を防ぐ分別生産流通管理の飼料を使用等	2件
サルモネラワクチン接種等のサルモネラ対策の実施	3件
海藻、飼料米など餌への工夫に関するもの	13件
伏流水や活性水の使用に関するもの	3件
放し飼い、平飼い	2件
その他	4件

本表示に関する傾向として、栄養強化卵は飼料等への工夫によって栄養成分を強化し製品訴求しているため飼料自体への言及は少ない(栄養強化卵で飼料に関する表示は1件)。一方、普通卵は栄養成分を訴求しないかわりに飼料の品質を訴求することで、卵の品質や味が良いというイメージ戦略をとっていることが伺えた。

それ以外に伏流水など飼養環境に関する訴求を行うのは普通卵に見られる傾向で、栄養強化卵でその傾向がみられないのは、栄養成分とその効果を訴求しているためと考えられる。

なお、日本食品基準が2020年第八訂に更新されず、2015年第七訂のまま表示されているものが2商品ある。不適切と考えられる表示としては、生食賞味期限(公正取引協議会では誤解を招く表現として制限している)と表示されている非会員の2商品があった。

4 調査結果の措置について

調査の結果、表示内容等が明らかに又は著しく不適切ではないかと確認された事業者会員に対しては、鶏卵公正取引協議会事務局から文書等で改善のための照会や提案等を行うこととしている。

また、会員以外の事業者で明らかに不適切であると判断されたものについての今後の対応を、当協議会内で協議することとしている。

協議の結果、会員 3 事業者に対して照会を行い、会員以外の 6 事業者に対して改善に向けた情報提供を行った。

以上